

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業施設管理課)	48
○道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課)	48
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	49
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	49
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	49
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (2件)..... (治山課)	49
○道路の供用の開始..... (維持管理防災課)	50
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (建設管理課)	50
○都市計画法第66条の規定による都市計画事業の公告..... (都市環境課)	50

公 表

○高潮浸水想定区域の指定..... (維持管理防災課)	51
-----------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	51
------------------------	----

告 示

北海道告示第67号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東和土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和8年2月20日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	令和8.2.1	理事	大橋政美	旭川市東旭川町瑞穂1250番地の2
同	同	同	菅沼順稚	上川郡東川町キトウシ南1丁目2番3号
同	同	同	渡邊澄	同 郡東川町西11号北13番地
同	同	同	中條勝彦	同 郡東川町東4号北13番地
同	同	同	蓼原俊太	同 郡東川町北町7丁目13番1号
同	同	同	大津智章	旭川市東旭川町豊田334番地の2

同	同	同	岩本勝	同 市東旭川町東桜岡291番地の16
同	同	同	岩崎敏彦	同 市東旭川町共栄233番地
同	同	同	請川幹恭	同 市東旭川町上兵村387番地
同	同	同	三橋泰文	同 市東旭川町日ノ出219番地
同	同	同	長田和仁	同 市東旭川町忠別738番地の1
同	同	同	金田修一	上川郡東神楽町16号南3番地
同	同	同	古本純平	同 郡東神楽町18号南8番地
同	同	同	藏田勝次	同 郡東神楽町8号南5番地
同	同	監事	尾上康紀	同 郡東川町西2号北8番地
同	同	同	榊義昭	旭川市豊岡7条11丁目3番5号
同	同	同	尾崎千洋	上川郡東神楽町南13号左1区画外1番地
退任	令和8.1.31	理事	大橋政美	旭川市東旭川町瑞穂1250番地の2
同	同	同	尾上康紀	上川郡東川町西2号北8番地
同	同	同	守屋勝蔵	同 郡東川町西8号北25番地
同	同	同	中條勝彦	同 郡東川町東4号北13番地
同	同	同	菅沼順稚	同 郡東川町キトウシ南1丁目2番3号
同	同	同	渡辺和紀	旭川市東旭川町忠別645番地の1
同	同	同	坂井英樹	同 市東旭川町豊田11番地の46
同	同	同	岩崎敏彦	同 市東旭川町共栄233番地
同	同	同	大津智章	同 市東旭川町豊田334番地の2
同	同	同	三橋泰文	同 市東旭川町日ノ出219番地
同	同	同	山本昭一	同 市東旭川町日ノ出402番地
同	同	同	岸本昌延	上川郡東神楽町南2線20号46番地
同	同	同	藏田勝次	同 郡東神楽町8号南5番地
同	同	同	金田修一	同 郡東神楽町16号南3番地
同	同	監事	山中伸幸	同 郡東川町西7号北7番地
同	同	同	請川幹恭	旭川市東旭川町上兵村387番地
同	同	同	北山秀雄	上川郡東神楽町字志比内7番地

北海道告示第68号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、令和8年2月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月20日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
旭正南第2	農業用排水施設、区画整理	北海道上川総合振興局のウェブサイト
上宮下	農業用排水施設	同
忠別第3	同	同
母子里	区画整理	同

北海道告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（扇山北地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局のウェブサイトにおいて、令和8年2月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月20日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第70号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和8年2月20日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 古宇郡泊村大字興志内村148・190の8・214の1・215の2・216の4（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、36の3、37の1、38の1、107
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第71号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和8年2月20日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字チエサントマリ591地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第72号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和8年2月20日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 雨竜郡沼田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び沼田町役場に備

え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第73号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和8年2月20日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 雨竜郡幌加内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 河川用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び幌加内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

北海道知事 鈴木直道

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 美唄富良野線 美唄市東3条北1丁目1078番45地先から 令和8年2月20日
同市東5条北1丁目1453番91地先まで

北海道告示第75号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年2月20日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る物品等の名称及び数量
令和7年度北海道土木工事設計積算電算システム機器（NASサーバ）の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 落札を決定した日
令和8年1月15日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社HBA

(2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

- 落札金額
1,004,245円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和7年11月28日付け北海道告示第534号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道建設部建設政策局建設管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づく都市計画事業の認可の告示（令和7年11月21日北海道開発局告示第93号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

その関係書類は、北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

北海道知事 鈴木直道

- 都市計画事業の種類及び名称
函館圏都市計画下水道事業函館湾流域下水道
- 施行者の名称
北海道
- 事務所の所在地及び名称
函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部
- 事業地の所在
(1) 収用の部分
なし
(2) 使用の部分
ア 1号幹線
七飯町緑町3丁目、緑町2丁目、緑町、中島、中野
北斗市追分、東前、萩野、追分5丁目、追分4丁目、七重浜8丁目、七重浜7丁目、七重浜1丁目、七重浜2丁目
函館市港町3丁目、亀田港町、昭和町
イ 2号幹線

<p>北斗市東浜2丁目、東浜1丁目、久根別1丁目、七重浜8丁目 ウ 3号幹線 函館市西桔梗町、昭和町 エ 4号幹線 函館市昭和4丁目、昭和町 オ 放流幹線 函館市昭和町、亀田港町、港町3丁目</p>	<p>(1) 氏名 株式会社寿浅 (2) 住所 伊達市山下町161番地 4 落札金額 275,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年12月26日付け北海道教育庁胆振教育局告示第61号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号</p>
<p>公 表</p>	
<p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3第1項及び第2項の規定に基づき、次の海岸について高潮浸水想定区域を指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。</p> <p>令和8年2月20日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 鈴木直道</p> <p>1 海岸の名称 後志檜山沿岸、石狩湾沿岸、天塩沿岸及び北見沿岸 2 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道建設部土木局河川砂防課、空知総合振興局札幌建設管理部、後志総合振興局小樽建設管理部、渡島総合振興局函館建設管理部、留萌振興局留萌建設管理部、宗谷総合振興局稚内建設管理部及びオホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて閲覧に供する。）</p>	
<p>道 教 育 庁 教 育 局 告 示</p>	
<p>北海道教育庁胆振教育局告示第4号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和8年2月20日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁胆振教育局長 高橋宏明</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ（北海道室蘭清水丘高等学校） 一式 2台 2 落札を決定した日 令和8年2月9日 3 落札者の氏名及び住所</p>	